

## 市税等の納付は口座振替をご利用ください

市税等の納付については、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に納付されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。

### ○口座振替できる税金等

- 市・県民税(普通徴収)      ●固定資産税      ●軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収)      ●介護保険料(普通徴収)      ●後期高齢者医療保険料(普通徴収)

### ○口座振替日

各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、納期限が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

### ○口座振替開始日

原則、お申込みをした月の翌月の納期分からです。

### ○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申込みいただけます。

- 常陽銀行      ●筑波銀行      ●茨城県信用組合      ●東日本銀行
- 常陸農業協同組合 各支店      ●水戸信用金庫      ●烏山信用金庫      ●中央労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局

※固定資産税の全期前納報奨金は、令和3年度から廃止になりました。

全期前納の支払い方法は継続されますが、報奨金はありません。

全期前納から期別振替に変更する場合は、口座振替依頼書による変更手続きが必要です。

※口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。

※市役所・各支所ではお申込みできません。金融機関にお申込みください。

### ○申込みの際に必要なもの

- 通帳等口座番号がわかるもの      ●通帳の届出印      ●納税通知書(納付書)

◆◆◆市税等は納期限内に納付しましょう◆◆◆

**問 本庁 税務徴収課徴収推進G ☎52-1111 内線237・238**

**山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111**

**緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111**

## 一時的な資金の緊急貸付について

茨城県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

### ●主に休業された方向け(緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

#### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

#### ■貸付上限額 20万円以内

#### ■据置期間 1年以内

#### ■償還期限 2年以内

#### ■貸付利子・保証人 無利子・不要

### ○主に失業された方等向け(総合支援資金)

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

#### □対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

#### □貸付上限額 ※貸付期間：原則3月以内

・(二人以上)月20万円以内      ・(単身)月15万円以内

#### □据置期間 1年以内

#### □償還期限 10年以内

#### □貸付利子・保証人 無利子・不要

**申込・問 社福 常陸大宮市社会福祉協議会 ☎53-1125 受付時間8:30~17:15**

※申込みの際には、住民票謄本等の添付書類が必要な場合がございますので、事前にご連絡のうえお越し下さい。原則として、自立相談支援事業による支援を受けることが貸付の要件となります。特例貸付の申請受付は、令和3年8月末までとなります。